

要件のいずれかを満たさない場合は課税

一般社団法人等への贈与で、 贈与税等の課税規定を明確化

平成30年度税制改正では、一般社団法人等を利用した相続税節税スキームを封じるために相続税法66条の2が創設されるとともに、個人から一般社団法人等への贈与時の課税規定が明確化された。3月31日に公布された相続税法施行令では、贈与等により財産を取得した一般社団法人等について、贈与等時の定款又は規則等に役員に占める親族割合が3分の1以下であることなどの要件（改正相令33④一二三）のいずれかを満たさないときは相続税法66条4項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められることによる課税がなされることが明確化されている（改正相令33④）。

役員の親族割合が3分の1以下など要件のすべてを満たせば贈与課税なし

一般社団法人等を利用した相続税節税スキームを封じ込めるため、平成30年度税制改正では「相続税法66条の2（特定の一般社団法人等に対する課税）」が創設されている（概要は図参照）。

具体的には、一般社団法人等（公益社団法人等を除く）の理事である者（理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む）が死亡した場合に、その一般社団法人等が「特定一般社団法人等」に該当するときは、その特定一般社団法人等がその死亡した者（以下「被相続人」）の相続開始時におけるその特定一般社団法人等の純資産額についてその時における同族理事の数に1を加えた数で除して計算した金額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することとされた。なお、特定一般社団法人等の純資産額は、被相続人の相続開始時に特定一般社団法人等有する財産（その被相続人か

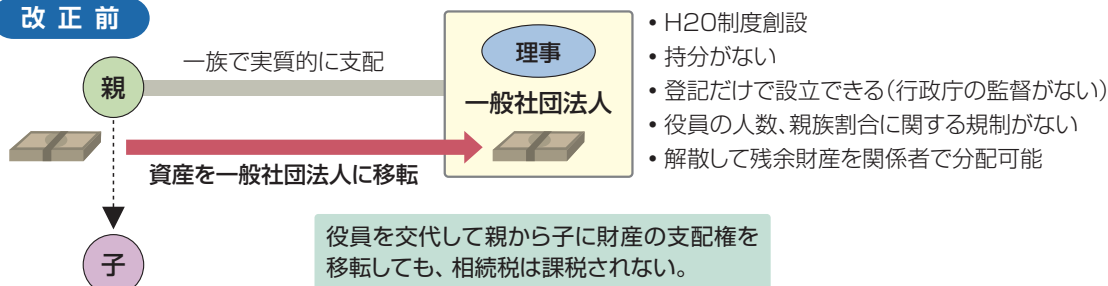
ら遺贈により取得したものなどを除く）の価額の合計額から特定一般社団法人等有する債務で被相続人の相続開始の際に現に存するもの（確実と認められるものに限る）の金額を控除するなどして算定されることとなる（改正相令34）。

課税の対象となる一般特定社団法人等は、
①相続開始の直前における同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超えること、
②相続開始前5年以内において同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であることのいずれかを満たす一般社団法人等である（改正相法66の2②三）。

この改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用されるが、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後のその一般社団法人等の理事（理事でなくなった日から5年を経過していない者を含

【図】 一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し

改正前



改正後

- 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産（同族理事の数で等分）を対象に、当該法人に相続税を課税。
- ※ 平成30年4月1日以後の相続に適用。ただし、既存法人については、平成33年4月1日以後の相続に適用。
 - ※ 死亡前5年間に同族理事を退任した者が死亡した場合も含む。
 - ※ 併せて、個人から一般社団法人への贈与等について一定の要件を満たせば贈与税等を課税する現行規定を明確化。この際に課税した贈与税等は、上記の相続税から税額控除。
 - ※ 上記の見直しは、一般財団法人についても同様とする。

(出典：財務省資料を一部加工)

む)の死亡に係る相続税について適用されるなどの経過措置が手当てされている（税制改正法附則43⑤）。

平成30年4月1日以後の贈与等により適用

また平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等に対する課税の創設にあわせるかたちで、個人から一般社団法人等に対する贈与について、親族が役員のうち3分の1超などの要件を満たせば一般社団法人等に贈与税等が課税される旨の規定（相法66④、旧相令33③）を明確化する改正も実施されている。具体的には、贈与等により財産を取得した一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等を除く）が、①贈与等時の定款又は規則等において役員に占める親族割合が3分の1以下であり、解散時の残余財産の帰属先が国等とする旨の定めがあること、②贈与等の3年以内前に贈与者等に対して特別利益を与えたことがなく、かつ、贈与時の定款に贈

与者等に対し特別利益を与える旨の定めがないこと、③贈与等の3年以内前に国税等の重加算税等を課されたことがないことの要件（改正相令33④一二三）のすべてを満たしたうえで、運営組織が適正であることなどの要件（改正相令33③一二三四）のすべてを満たすときは相続税法66条4項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとするとしてされた（改正相令33③）。一方で、贈与等により財産を取得した一般社団法人等が改正相続税法施行令33条4項の要件のいずれかを満たさなときは、相続税法66条4項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるものとするによる課税がなされることが明確化されている（改正相令33④）。

この改正は、平成30年4月1日以後に贈与等により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。